

長 第 5 7 4 号
平成25年3月29日

各養護老人ホーム設置者 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長
(公 印 省 略)

福井県養護老人ホームの設備および運営に関する基準について

老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項に規定される養護老人ホームの基準については、「福井県養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例（平成24年福井県条例第58号）」（以下「基準条例」という。）および「福井県養護老人ホームの設備および運営の基準に関する条例施行規則（平成25年福井県規則第10号）」（以下「基準規則」という。）で定められ、平成25年4月1日から施行されることである。

基準条例および基準規則で定める基準の趣旨および内容は下記のとおりであるので、基準に反することのないよう、その取扱いに十分留意されたい。

第1 一般的事項

1 基準条例第3条（基本方針）は、養護老人ホームが入所者の福祉を図るために必要な方針について総括的に規定したものである。

養護老人ホームは、これまで、「経済的理由」および「身体上もしくは精神上の理由または環境上の理由」により在宅での生活が困難な高齢者向けの入所措置施設として位置付けられていたところ、平成18年4月に施行される改正老人福祉法により、措置の理由を「経済的理由」および「環境上の理由」に限定し、入所者の要介護ニーズについては介護保険サービスにより対応することを可能にするとともに、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援、社会復帰の促進を資する助言・指導に努めなければならない施設であるとの性格を明確にしている。第1項は、こうした法改正の趣旨を踏まえ、養護老人ホームにおけるケアの在り方の基本方針について示したものである。

なお、第3項の「適切な処遇」とは、食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を考慮して適切に行われることをいい、敷地の衛生および安全等について定めた建築基準法第19条、第43条および同法施行令第128条の規定に定める要件を満たすとともに、入所者の生活を健全に維持するために、ばい煙、騒音、振動等による影響、交通、水利の便等を考慮して設置、運営されるべきものである。

基準条例第3条第4項は、第2項の趣旨および高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に基づき、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置を講ずるよう努めることを規定したものである。

「必要な体制の整備」とは、具体的には、

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）

等を指すものである。

2 構造設備の一般原則

基準条例第4条（構造設備の一般原則）は、養護老人ホームの構造設備の一般原則について定めたものであり、養護老人ホームの配置、構造設備が本基準および建築基準法等の関係諸規定に従うとともに日照、採光、換気等について十分考慮されたものとし、もって入所者の保健衛生および防災の万全を期すべきことを趣旨とするものである。

3 設備の専用

基準条例第5条（設備の専用）は、養護老人ホームに設けまたは備えられる設備が必要に応じ直ちに使用できる状態になければならないので、原則として、これらを当該養護老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書きを適用して差し支えないこととしたものである。

4 職員の資格要件

基準条例第6条（職員の資格要件）は、施設長および生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、このうち、「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務しまたは勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあつては養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあつては入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。

なお、支援員、調理員等については、資格の定めはないが、これら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者をもって充てること。

5 職員の専従

基準条例第7条（職員の専従）は、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではないが、入所者の処遇に万全を期するために、養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものである。したがって、養護老人ホームは、職員の採用および事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。

なお、ただし書きの規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、支援員および看護師、准看護師（以下、「直接処遇職員」という。）については適用すべきではなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用するものである。

6 運営規程

基準条例第8条（運営規程）は、養護老人ホームの効果的な運営および入所者に対する適切な処遇を確保するため、基準規則第2条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを義務付けたものであるが、特に次の点に留意すること。

(1) 入所定員（第3号）

入所定員は、養護老人ホームの専用の居室の利用人員数の合計とする。

(2) 入所者の処遇の内容（第4号）

入所者の処遇の内容とは、日常生活を送る上での一日の日課やレクリエーション、年間行事等を含めた処遇の内容を指すものである。

(3) 施設の利用に当たっての留意事項（第5号）

養護老人ホームを利用する際に、入所者が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものである。

(4) 非常災害対策（第6号）

次項に定める非常災害に関する具体的な計画を指すものである。

(5) その他施設の運営に関する重要事項（第7号）

当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。

7 非常災害対策

(1) 基準条例第9条は、養護老人ホームは、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報および連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。

(2) 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

(3) 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）および風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の作成およびこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている養護老人ホームにあってはその者に行わせるものとする。

(4) 「関係機関への通報および連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。

なお、養護老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における

防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)等の通知に留意すること。

8 記録の整備

基準条例第10条(記録の整備)は、養護老人ホームの日々の運営および財産ならびに入所者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に当該養護老人ホーム実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものである。

なお、社会福祉法人が整備すべき会計経理に関する記録については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に留意すること。

(1) 運営に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ 条例、定款および施設運営に必要な諸規程
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 月間および年間の事業計画および事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

(2) 入所者の処遇に関する記録

- ア 入所者名簿
- イ 入所者台帳(入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの)
- ウ 入所者の処遇に関する計画
- エ 処遇日誌
- オ 献立その他食事に関する記録
- カ 入所者の健康管理に関する記録
- キ 当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録
- ク 行った処遇に関する入所者およびその家族からの苦情の内容等の記録
- ケ 入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

(3) 会計経理に関する記録

- ア 収支予算および収支決算に関する書類
- イ 金銭の出納に関する記録
- ウ 債権債務に関する記録
- エ 物品受払に関する記録
- オ 収入支出に関する記録
- カ 資産に関する記録
- キ 証拠書類綴

- (4) 基準条例第10条第2項にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。
- ア 基準規則第3条第1号の処遇計画については、当該計画の満了の日
 - イ 第2号の行った具体的な処遇の内容等の記録については、処遇を行った日
 - ウ 第3号の身体的拘束等の態様および時間、その際の入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録については、処遇を行った日
 - エ 第4号の苦情の内容等の記録については、当該記録を作成した日
 - オ 第5号の事故の状況および事故に際して採った処置についての記録については、当該記録を作成した日

9 経理の原則

養護老人ホームの運営に伴う収入および支出は、経営主体である地方公共団体または社会福祉法人の予算に必ず計上し、会計経理に当たっては、収支の状況を明らかにしなければならない。

なお、養護老人ホームにおける運営費の運用については、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用および指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の通知に留意すること。

第2 規模および設備に関する事項

1 規模（基準条例第11条）

- (1) 養護老人ホームの規模は、当該養護老人ホームの効果的な運営および入所者に対する処遇の適正を期するために、常時20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、常時10人以上）を入所させ得る規模を有すべきこととしたものである。
- (2) なお、法第15条の規定により養護老人ホームを設置しまたは設置の認可をする際の入所定員は、当該養護老人ホームの有する規模を超えてはならず、また、20人未満（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人未満）としてはならない。

2 設備の基準（基準条例第12条、基準規則第4項）

- (1) 養護老人ホームの建物のうち、居室、静養室、食堂等入所者が日常継続的に使用する設備を有するものについては建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物としなければならない。
- (2) 「火災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断するものとする。
 - ア 基準規則第4条第1項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。
 - イ 入所者の身体的、精神的特性にかんがみた日常におけるまたは火災時の火災に係る安全性が確保されていること。
 - ウ 施設長および防火管理者は、当該養護老人ホームの建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取

扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。

エ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該養護老人ホームの建物の燃焼性を十分勘案して行うこと。

- (3) 養護老人ホームの設備は、当該養護老人ホームの運営上および入所者の処遇上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより養護老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができることとしたこと。なお、養護老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならない。
- (4) 静養室、食堂、便所等面積または数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さまたは数を確保するよう配慮すること。
- (5) 居室および静養室の「収納設備等」とは、押入（これに代わるものとして設置したタンス等を含む。）、床の間、踏み込みその他これらに類する設備をいう。
- (6) 養護老人ホームにおける廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性および非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものであること。
なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。
- (7) 医務室は、入所施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。
- (8) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備ならびに防虫および防鼠の設備を設けること。
- (9) 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。
- (10) 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備および便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂および調理室から相当の距離を隔てて設けること。
- (11) 経過措置（基準規則附則第3項）
平成18年4月1日に現に存する施設（建設中のものも含む。）については、基準規則第4条第2項第1号ロ（居室面積）の規定は適用しない。この場合において、平成18年4月1日に現に基本設計が終了している施設またはこれに準ずるものと認められる施設についても、同日に現に「建築中のもの」として取り扱う。なお、「これに準ずると認められるもの」とは、平成18年4月1日に養護老人ホームを開設する者が確定しており、かつ、当該開設者が当該事業の用に供する用地を確保しているものであって、平成18年度中に確実に建物の着工が見込まれる程度に具体的な構想に至っていると知事が認めたものをいう。

第3 職員に関する事項

1 職員数

- (1) 職員については、適切な養護老人ホームの運営が確保されるよう、基準規則第5条に定めるところにより、それぞれ必要な職員数を確保すること。
- (2) 用語の定義
 - ア 「常勤換算方法」

当該養護老人ホームの職員の勤務延時間数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。

イ 「勤務延時間数」

勤務表上、当該養護老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

ウ 「常勤」

当該養護老人ホームにおける勤務時間が、当該養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。当該施設に併設される他の事業の職務であつて、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、養護老人ホームに特別養護老人ホームが併設されている場合、養護老人ホームの施設長と特別養護老人ホームの施設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

エ 「前年度の平均値」

(ア) 基準規則第5条第3項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。

この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

(イ) 新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）または増床分に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設または増床の時点から6月未満の間は、便宜上、居室の利用人員数の合計の90%を入所者数とし、新設または増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設または増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。

(ウ) 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。

(3) 同条第2項の「視覚または聴覚に障害のある入所者」とは、次の者をいう。

ア 視覚障害者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程度が1級または2級もしくは、これに準ずる視覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障が認められる視覚障害を有する者。

イ 聴覚障害者

身体障害者手帳の障害の程度が2級またはこれに準ずる聴覚障害の状態にあり、

日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者。

- (4) 同条第2項の「定員の7割を超える場合」という要件は、当該年度の前年度における(3)に該当する入所者の延数を当該施設の定員の延数で除して得た数が、0.7を超える場合であれば満たされるものであること。また、当該規定の適用に際し、視覚、聴覚のいずれにも障害を有する入所者については、当該入所者の1人をもって視覚または聴覚に障害のある入所者2人に相当するものとみなして計算するものとする。
- (5) 同条第11項の取扱いに当たっては、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号)および「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」(昭和49年8月20日社施第160号)に準じて適切に行うこと。
- (6) 基準規則第5条の規定により置くべき職員数は、別表に掲げるとおりとなるので、参考とされたい。

第4 居室の入所人員(基準条例第14条・基準条例附則第4項)

平成18年4月1日に現に存する施設(建設中のものも含む。)については、居室の入所人員の規定は適用しない。この場合の取扱いについては、第2の2の(11)と同じであるので、参考とされたい。

第5 処遇に関する事項

1 入退所(基準条例第15条)

- (1) 基準条例第15条第1項は、養護老人ホームに入所しようとする者に対し、日常生活の自立を図るとともに社会復帰を目指すうえでどのような生活支援が必要であるかについて判断するため、その者の心身の状況や家族等の状況、生活歴等、必要な事項について把握し、解決すべき問題の状況を明らかにすることが重要であると規定したものである。
- (2) 同条第2項は、入所者が再び在宅において生活できるかどうかについて常に配慮し、退所が可能となった場合を念頭に置きつつ、在宅での生活に資する処遇を行うことが必要であることを規定したものである。
- (3) 同条第3項は、入所者が在宅において生活することができると判断される状態となった場合には、その者が円滑に在宅での生活に移行できるよう、本人または家族との話し合いの場を設けること等により、在宅復帰後における不安や疑問の解消を図るとともに、在宅における自立した日常生活の継続に資する助言や指導等、必要な援助を行うよう努めるべきことを規定したものである。
- (4) 同条第4項は、退所が可能となった入所者の退所を円滑に行うとともに、自立した生活を継続させるため、主として主任生活相談員および生活相談員が中心となって、主治の医師をはじめとする保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりを行うよう努めるべきことを規定したものである。
- (5) 同条第5項は、退所した入所者が、自立した生活を継続するために、当該者やその家族に対する継続的な支援を行うことが重要であり、当該者が在宅において生活

を営むうえで解決すべき課題を抱えている場合等には、地域包括支援センター等との連携を通じるなどして、必要に応じ、入所者またはその家族等に対し、健康、生活状況等に関する相談に応じる等、適切な援助をするよう努めるべきことを規定したものである。

2 入所者の処遇に関する計画（基準条例第16条）

- (1) 入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）の作成およびその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意すること。
- (2) 当該処遇計画の作成に当たり、入所者が指定居宅サービス等（介護保険法第8条第23項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ）を利用している場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画または地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。
また、入所者が特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを受けている場合には、特定施設の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画の内容について留意すること。
- (3) 当該処遇計画の内容には、当該施設の行事および日課等も含むこと。
- (4) 養護老人ホームの処遇計画は、「介護サービス計画書の様式および課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）等を参考に作成するものとし、入所者の個別支援に資する適切な手法により行うこと。

3 処遇の方針（基準条例第17条）

- (1) 基準条例第17条第1項は、養護老人ホームが、入所者の自立した日常生活に資する支援と社会復帰の促進を図ることを目指す施設であることを十分に踏まえ、処遇に当たらなければならないことを規定したものである。
- (2) 同条第3項で定める「処遇上必要な事項」とは、処遇計画の目標および内容や行事および日課等も含むものである。
また、入所者が指定居宅サービス等を利用している場合には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画または地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。
- (3) 同条第4項および第5項は、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。
なお、基準条例第10条第2項および基準規則第3条第3号の規定に基づき、当該記録は2年間保存しなければならない。

4 食事（基準条例第18条）

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 食事の提供について

入所者の心身の状況・嗜好に応じ、適切な栄養量および内容とすること。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(2) 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

(3) 適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

(4) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができる。

(5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要である。

(6) 栄養食事相談

入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要がある。

(7) 食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師または栄養士（入所定員が50人を超えない養護老人ホームであって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えられなければならない。

5 生活相談等（基準条例第19条）

(1) 基準条例第19条第1項の規定は、常時必要な指導を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

なお、相談に当たっては、管理規程に従うべきことは勿論であるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴および心身の状況等を考慮して個別的な処遇方針を定めることが適当である。

(2) 同条第3項は、養護老人ホームは、要介護認定に係る申請や証明書の交付等、入所者が必要とする手続等について、入所者またはその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。併せてこれらについては、その経過を記録しておくこと。

(3) 同条第4項は、養護老人ホームは、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流で

きる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。

- (4) 同条第5項は、養護老人ホームは、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域への行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。
- (5) 養護老人ホームは、入所者の生活意欲の増進等を図るため、その身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練または機能減退防止のための訓練に、つねに参加できるようにその機会を与えるとともに、日常生活およびレクリエーション行事の実施等に当たっても、その効果を配慮すること。
- (6) 生活相談等に当たっては、いたずらに入所者を強制し自由を拘束することとならないよう留意すること。

6 居宅サービス等の利用（基準条例第20条）

養護老人ホームは、入所者が要介護状態または要支援状態となった場合に、入所者が必要とする介護保険サービスを円滑に受けることができるよう、入所者に対し、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所に関する情報提供を行うなど、必要な措置を行わなければならないことを規定したものである。

7 健康管理（基準条例第21条）

- (1) 養護老人ホームは、入所者の健康管理に努めること。
なお、養護老人ホームが行う入所者に対する健康診断は、各人の身体的状況等を考慮のうえ、「保健事業実施要領」の基本健康診査の検査項目に準じて行うこと。
- (2) 職員については、労働安全衛生規則または地方公共団体の実施する方法に従って健康診断を行うこと。
- (3) 定期的に調理に従事する職員の検便を行うこと。

8 生活相談員の責務（基準条例第23条）

- (1) 基準条例第23条第1項の規定は、養護老人ホームの生活相談員の責務を定めたものである。
生活相談員は、基準条例第16条の業務のほか、処遇計画に則った支援が行われるよう、必要に応じ、当該養護老人ホームの職員の業務について調整を行うとともに、施設外の保健福祉サービスを行う者や市町村等、必要な機関との調整を行うことを基本とし、その上で、基準規則第6条第1項第1号イおよびロに掲げる業務を行うものである。
- (2) 基準規則第6条第2号に規定する主任生活相談員は、相談援助に係る業務について経験を有する生活相談員等が行うものであり、他の生活相談員の業務に対する指導的役割を担うものである。
- (3) 基準条例第23条第2項の生活相談員が置かれていない場合とは、定員30人以下で、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けているときを指す

ものである。

9 勤務体制の確保等（基準条例第24条）

基準条例第24条は、入所者に対する適切な処遇の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意すること。

- (1) 同条第1項は、養護老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員および支援員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にすることを定めたものである。
- (2) 同条第2項は、職員の勤務体制を定めるに当たっては、基準条例第17条第1項の処遇の方針を踏まえ、可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立った処遇を行わなければならないこととしたものである。
- (3) 基準条例第24条第3項は、当該養護老人ホームの職員の資質の向上を図るため、研究機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものである。

10 衛生管理等（基準条例第25条）

- (1) 基準条例第25条第1項は、養護老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意すること。

ア 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生法上必要な措置を講ずること。

イ 養護老人ホームは、つねに施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。

ウ 養護老人ホームは、食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

エ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生およびまん延を防止するための措置について、厚生労働省より別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。

オ 定期的に、調理に従事する者の検便を行うこと。

- (2) 基準条例第25条第2項に規定する感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとする。

ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)であり、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務および役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準規則第8条第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針

当該施設における「感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針」には、平常時の対策および発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排体積泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌物、排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の間作項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。

また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>) を参照されたい。

ウ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修

支援員その他の従事者に対する「感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても施設の指針が周知されるようにする必要がある。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

エ なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往症であっても、一定の場合を除き、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条第2項に規定する正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、支援員その他の従事者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。

11 協力病院等（基準条例第26条）

- (1) 養護老人ホームでは対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、これらの者に対する医療的処遇を円滑に行うことができる一以上の協力病院をあらかじめ定めておくこと。併せて、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても、あらかじめ定めることが望ましい。
- (2) 基準条例第26条第1項の協力病院および第2項の協力歯科医療機関は、養護老人ホームから近距離にあることが望ましい。

12 秘密保持等（基準条例第27条）

- (1) 基準条例第27条第1項は、養護老人ホームの職員に、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密の保持を義務付けたものである。
- (2) 同条第2項は、養護老人ホームに対して、過去に当該養護老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、養護老人ホームは、当該養護老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

13 苦情処理（基準条例第28条）

- (1) 基準条例第28条第1項にいう「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、
 - ア 施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口の決定
 - イ 施設内における苦情解決の手続の明確化
 - ウ 苦情受付の窓口および苦情解決のため手続の入所者および施設職員等に対する周知等の措置である。なお、その他の関連する事項については、平成12年8月22日障第615号、老発第598号、児発第707号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」を参考にされたい。
- (2) 同条第2項は、苦情に対し養護老人ホームが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（養護老人ホームの提供する処遇とは関係ないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。

また、養護老人ホームは、苦情が処遇の質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、処遇の質の向上に向けた取組みを自ら行うべきである。

なお、基準条例第10条第2項および基準規則第3条第4号の規定に基づき苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。

14 地域との連携等（基準条例第29条）

- (1) 基準条例第29条第1項は、養護老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

(2) 同条第2項は、基準条例第3条第3項の趣旨に基づき、介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお、「市町村が実施する事業」には、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

15 事故発生時の対応（基準条例第30条）

(1) 事故発生の防止のための指針（基準規則第8条第1号）

養護老人ホームが整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

ア 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

イ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

ウ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

エ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合（ヒヤリ・ハット事例）および現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下、「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

オ 介護事故発生時の対応に関する基本方針

カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他の介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

(2) 事実の報告およびその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底（第2号）

養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

ア 介護事故等について報告するための様式を整備すること。

イ 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生または発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、介護事故等について報告すること。

ウ 第3号の事故発生の防止のための委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。

オ 報告された事例および分析結果を職員に周知徹底すること。

カ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

(3) 事故発生時の対応

養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、事故の状況および事故に際して採った処置について記録し、また、入所者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

なお、基準条例第10条第2項および基準規則第3条第5号の規定に基づき、事故の状況および事故に際して取った処置についての記録は、2年間保存しておかななければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

ア 養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。

イ 養護老人ホームは、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、または賠償資力を有することが望ましい。

(別表)

養護老人ホーム等職員配置表

1 養護老人ホーム
①共通職員分

職種 入所者	施設 長	看護 職員	栄養 士	医 師	その 他の 職員
20	1	1	1		〔 養護老人ホームの実情に応じた適当数 〕
30	1	1	1		
40	1	1	1		
50	1	1	1		
60	1	1	1		
70	1	1	1		
80	1	1	1		
90	1	1	1		
100	1	1	1		
110	1	2	1		
120	1	2	1		
130	1	2	1		
140	1	2	1		
150	1	2	1		
160	1	2	1		
170	1	2	1		
180	1	2	1		
190	1	2	1		
200	1	2	1		
210	1	3	1		
220	1	3	1		
230	1	3	1		
240	1	3	1		
250	1	3	1		
260	1	3	1		
270	1	3	1		
280	1	3	1		
290	1	3	1		
300	1	3	1		
500	1	5	1		

②特定施設の指定を受けていない場合

職種 入所者	主相 任生 活員	生相 談 員	主支 援 員	支 援 員
20	1	0	1	1
30	1	0	1	1
40	1	1	1	2
50	1	1	1	3
60	1	1	1	3
70	1	2	1	4
80	1	2	1	5
90	1	2	1	5
100	1	3	1	6
110	1	2	1	7
120	1	2	1	7
130	1	3	1	8
140	1	3	1	9
150	1	3	1	9
160	1	4	1	10
170	1	4	1	11
180	1	4	1	11
190	1	5	1	12
200	1	5	1	13
210	1	4	1	13
220	1	5	1	14
230	1	5	1	15
240	1	5	1	15
250	1	6	1	16
260	1	6	1	17
270	1	6	1	17
280	1	7	1	18
290	1	7	1	19
300	1	7	1	19
500	1	12	1	33

③特定施設の指定を受けている場合

職種 入所者	主相 任生 活員	生相 談 員	一般 入所者	主支 援 員	支 援 員
20	0	0	20	1	1
30	0	0	30	1	1
40	1	0	40	1	2
50	1	0	50	1	3
60	1	0	60	1	3
70	1	1	70	1	4
80	1	1	80	1	5
90	1	1	90	1	5
100	1	2	100	1	6
110	2	1	110	1	7
120	2	1	120	1	7
130	2	2	130	1	8
140	2	2	140	1	9
150	2	2	150	1	9
160	2	3	160	1	10
170	2	3	170	1	11
180	2	3	180	1	11
190	2	4	190	1	12
200	2	4	200	1	13
210	3	3	210	1	13
220	3	4	220	1	14
230	3	4	230	1	15
240	3	4	240	1	15
250	3	5	250	1	16
260	3	5	260	1	17
270	3	5	270	1	17
280	3	6	280	1	18
290	3	6	290	1	19
300	3	6	300	1	19
500	5	11	500	1	33

- (注) 1 生活相談員、支援員、看護職員については、常勤換算方法により置くべき人数(2の盲(聴)養護老人ホームについても同じ。)
- 2 サテライト型養護老人ホームの医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 3 サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又はその他の職員については、次に掲げる本体施設の場
合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者
の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 一 介護老人保健施設 支援相談員 栄養士又はその他の従業者
 - 二 病院 栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。)
 - 三 診療所 その他の従業者

2 盲(聴)養護老人ホーム
①共通職員分

職種 入所者	施設 長	看護 職員	栄養 士	医 師	その 他の 職員
20	1	2	1		〔 養護老人ホームの実情に応じた適当数 〕
30	1	2	1		
40	1	2	1		
50	1	2	1		
60	1	2	1		
70	1	2	1		
80	1	2	1		
90	1	2	1		
100	1	2	1		
110	1	2	1		
120	1	2	1		
130	1	2	1		

②特定施設の指定を受けていない場合

職種 入所者	主相 任生 活員	生相 談 員	主支 援 員	支 援 員
20	1	1	1	3
30	1	1	1	4
40	1	2	1	5
50	1	2	1	6
60	1	2	1	7
70	1	3	1	9
80	1	3	1	10
90	1	3	1	11
100	1	4	1	13
110	2	3	1	13
120	2	3	1	15
130	2	4	1	17

③特定施設の指定を受けている場合

職種 入所者	主相 任生 活員	生相 談 員	一般 入所者	主支 援 員	支 援 員
20	1	0	20	1	3
30	1	0	30	1	4
40	1	1	40	1	5
50	1	1	50	1	6
60	1	1	60	1	7
70	1	2	70	1	9
80	1	2	80	1	10
90	1	2	90	1	11
100	1	3	100	1	13
110	2	2	110	1	13
120	2	2	120	1	15
130	2	3	130	1	17